

## 第1回 鶴岡地域審議会次第

日 時 平成18年2月22日(水)  
午前9時30分～  
場 所 本所3階 議会委員会室

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 会長・副会長の選出
5. 合併後の状況について
6. 説 明
  - (1) 地域審議会の概要について
  - (2) 新市建設計画の概要について
7. 協 議
  - (1) 今後の運営について
  - (2) その他
8. その他
9. 閉 会

## 鶴岡地域審議会委員名簿

所属団体名等	氏名	備考
鶴岡市PTA連合会会長	阿部 喜美男	
鶴岡商工会議所副会頭	飯野 準治	
鶴岡市消防団団長	五十嵐 正谷	
(社福)鶴岡市社会福祉協議会会長	五十嶺 薫	
鶴岡市町内会連合会会長	井田 敬治	
鶴岡市農業協同組合 代表理事組合長	遠藤 稔	
鶴岡市観光連盟会長	延味 孝太郎	
旧南庄内合併協議会委員	大瀧 常雄	
鶴岡市体育協会会長	加藤 玲宗	
鶴岡地区医師会会長	齋藤 壽一	
鶴岡市婦人会連合会会長	齋藤 春子	
鶴岡市民生児童委員協議会連合会会長	佐藤 健吾	
山形県漁業協同組合理事	志田 啓	
旧南庄内合併協議会委員	菅原 一浩	
出羽庄内森林組合代表理事組合長	瀬尾 與右衛門	
鶴岡市老人クラブ連合会会長	瀬川 安夫	
鶴岡市駐在員連絡協議会会長	高橋 鶴治	
旧南庄内合併協議会委員	竹内 峰子	
鶴岡市スポーツ少年団本部員	早坂 裕子	
元鶴岡市教育委員会教育長	本間 重二	

(五十音順 敬称略)

## 合併後の状況

合併後4ヶ月余りが経過したところでありますが、概ねスムーズに行政運営が進められております。

### 1 合併後の業務の状況

#### (1) 窓口業務

戸籍の届出、諸証明申請等の手続きが、居住地にとどまらず、本所、各庁舎で共通して可能となりました。

合併後、鶴岡地域の市民が、本所以外で手続きをした件数は、10月128件、11月146件、12月132件、1月143件となっております。一方、本所で、他地域の市民が手続きをした件数は、10月368件、11月391件、12月378件、1月414件となっており、市民にとっての利便性が向上しております。

#### (2) 教育関係施設の利用状況

① 図書館では、各分館窓口での貸し出しや返却ができるようになったことから、鶴岡地域の市民が、本館で借りて分館に返却したり、分館の図書を借りる市民が見られるなど、市民の図書館利用の利便性の向上が見られます。

② スポーツ施設の利用については、合併後は、鶴岡地域の中学校の部活動等で、他地域のスポーツ施設を利用する回数が増えるなど、地域を越えての施設利用が浸透しつつあります。

#### (3) 保育園の状況

合併により、市内のどこの保育園にも入園することができるようになったことにより、入園できる保育園の数が増えております。

18年度については、鶴岡地域から他地域の保育園に入園予定の児童は18名、他地域から鶴岡地域の保育園に入園予定の児童は12名となっております。

#### (4) 組織機構

基本的に合併前の各市町村の組織を引き継いだ組織としており、当初の年度計画に沿って業務が執行されています。

また、管理的部門を中心に、新市で一元化され業務増となった事務については、庁舎職員の本所兼務によって、業務執行に支障が出ないような体制がとられています。

## 2 市民からの問合せの状況

住所表示の変更について、合併直後においては、問い合わせがあったが、現在はほとんどなくなっております。

## 地域審議会について

地域審議会は、旧市町村合併特例法第5条の4の規定に基づき、新鶴岡市が処理する旧市町村の区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議などを行うために、旧市町村ごとに設置するものであります。

なお、同条では、地域審議会を組織する構成員の定数、任期などについては、合併関係市町村の協議により定めることとされており、新鶴岡市については、次のように協議して定められたところです。

### 1 所掌事務

- (1) 地域審議会は、合併に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議・答申する。
  - ・ 新市建設計画の変更に関する事項
  - ・ 新市建設計画の執行状況に関する事項
  - ・ その他市長が必要と認める事項
- (2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

### 2 組織

- (1) 平成27年3月31日までの期間、旧市町村の区域を単位として設置いたします。
- (2) 地域審議会は、その区域に住所を有する20人以内の委員で組織され、委員は、
  - (ア) 公共的団体等を代表する者
  - (イ) 学識経験者の区分のうちから市長が任命し、委員の任期は2年間となっております。

公共的団体等を代表する者については、

- |                |              |              |
|----------------|--------------|--------------|
| (1) 自治組織       | (2) 農林漁業団体   | (3) 商工観光団体   |
| (4) 福祉、医療団体    | (5) 学校教育関係団体 | (6) 社会教育関係団体 |
| (7) 老人、婦人、青年団体 | (8) 防災組織     | (9) NPO法人等   |

など、各地域における地域社会活動、経済、産業活動等の代表等、各界各層の代表者から就任いただき、幅広く地域課題の的確な把握や意見を聴くことができるよう、委員を選定いたしました。

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり（鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町）と協議して定めた。

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。



# 新市建設計画

南庄内合併協議会

## 目 次

	頁
序論 .....	1
1 合併の必要性 .....	2
2 計画策定の方針 .....	4
新市の概況 .....	5
1 位置と地勢 .....	6
2 気候 .....	6
3 面積 .....	6
4 人口 .....	6
5 世帯 .....	7
主要指標の見通し .....	9
1 人口 .....	10
2 世帯 .....	11
新市建設の基本方針 .....	13
1 新市の基本理念 .....	14
2 新市の将来像 .....	15
3 新市の基本目標 .....	17
4 行財政システムの再構築 .....	20
5 土地利用の方針 .....	22
新市の施策 .....	25
1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備 .....	26
2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり .....	30
3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大 .....	32
4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出 .....	34
5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築 .....	39
6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり .....	40
7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現 .....	43
8 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり .....	45
新市における県事業の推進 .....	47
公共施設の適正配置と整備 .....	49
財政計画 .....	51

# 序論

南庄内の6つの市町村は、住民の福祉向上、産業・教育・文化振興のため、それぞれ積極的に努力を重ね、物心両面の豊かな地域づくりを進めてきています。しかし、これからさらに高度化・多様化する住民の要求や、非常に難しくなる地域課題に対し、今後ともしっかりと応えていくには、市町村合併は避けて通れないといわれており、この6市町村で構成する「南庄内合併協議会」を設け、諸々の課題について鋭意協議を重ねてきました。この「新市建設計画」は、その協議の一環として、この6市町村が1つの市として発足した場合、前面に掲げて取り組む新市のまちづくりのビジョン、その実現のための基本方針や課題を明らかにするため策定しました。

## 1 合併の必要性

全国の特に地方の市町村は、いま、社会・経済の大きな変革の中で、かつてなく難しい、しかし未来のために必ず解消すべき3つの課題に直面しており、少しでも早くこれを乗り越え、明るい新時代を開いていくため、積極的に歩み出す必要に迫られています。この南庄内の市町村も同様の状況に置かれています。

### (1) 新時代が求める行政ニーズに応える

これから、人口の少子高齢化と地域人口の減少がさらに進みます。また産業の国際化・競争が激化しており、これから新たな振興策を進めなければ、産業・地域経済の活力は停滞・衰微しかねません。さらに住民の要求は、高齢者福祉や安心・安全対策をはじめ、文化・教育、環境問題など色々な分野で、量的に増えるばかりでなく、質的に高度化、多様化していくと予想されます。行政は、このように高度な要求にきちんと応えてサービスを提供できるように、能力を結集・向上させ、体制を整えるなど、行政機能を大幅に充実・強化していく必要があります。

### (2) 財政の規模抑制、効率的運営下での行政責務の遂行

国と地方の財政は、経済成長の停滞の中で、歳出規模を圧縮するとともに、地方に対する国の支援も大幅に抑制されると予想され、地方財政はさらに厳しい効率的運営を迫られています。今後、高度化しつつ増大するニーズに対し、

行政サービスを適切に提供していくため、これまで以上の行財政改革を進め、民間との新たな協働関係も築きながら、行政の責務をきちんと果たしていく必要があります。

### (3) 地方分権の受け皿の整備

国や県が行ってきた事務・事業を市町村に移譲する時代が来ていますので、その移譲を受け、国や県が行っていた行政サービスに劣ることなく、きちんと担っていく必要があります。

これらは、市町村合併をするかどうかにかかわらず、どこの市町村も取り組む必要がある課題です。しかしこれに、現在の市町村のまま単独で取り組もうとしても、十分な課題解決ができない団体がかかり生ずると想定されます。従って、私たち南庄内の6つの市町村は、まず今般の法的措置による合併を進め、管理部門の縮小合理化を進める一方、新たな住民要求に応え、より充実したサービスを提供できるよう、政策担当職員の能力の結集・資質の向上を促し、また効率のよい執行体制を整え、市民の皆さんや民間の方々と協調しながら、担うべき役割を積極的に果たしていきたいと考えます。

ここに、そのために必要な建設計画を策定したところです。

## 2 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

この計画は、新市のまちづくり、住民のニーズに応える行政サービスを供給することについて、新市全体として、さらには市内における個々の地域レベルで取り組む必要がある方策の基本方針、基本構想、課題を明らかにするために策定しました。この計画を基に、新市の一体的振興・発展と、個別地域ごとの特性を生かした振興・発展、住民福祉の充実・向上が図られるよう期待しています。

### (2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、合併する平成 17 年度及びこれに続く 10 カ年の平成 27 年度までとします。

# 新市の概況

## 1 位置と地勢

新市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に、新潟県に接して位置しています。

新市の北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流しています。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西部は日本海に面し、約 42km にわたって磯浜が形成されています。

## 2 気候

新市は、暖流である日本海の対馬海流の影響を受け、夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇天や降雪、積雪が多いという特徴を示す日本海側気候区に属します。

なお、過去 20 年間（1983~2002）の気候指標の平均は次のとおりとなっています。年平均気温 12.4 、最高気温 35 、最低気温 - 6.8 、年降水量 2,074.5 mm、年間日照 1,419.6 時間。

【資料：気象庁酒田測候所】

## 3 面積

新市は、東西約 43km、南北約 56km におよび、総面積は 1,311.49km<sup>2</sup> となります。

土地の利用状況（平成 13 年利用区分別面積）をみると、森林が 958.72 km<sup>2</sup> で約 73%、農用地が 188.14 km<sup>2</sup> で約 14%、宅地が 34.17 km<sup>2</sup> で約 3%となっています。

【資料：平成 13 年山形県統計年鑑】

## 4 人口

新市の人口は、昭和 40 年より減少基調にあり、昭和 50 年から昭和 55 年にかけて増加したものの、再び減少し、平成 12 年の国勢調査では 147,546 人となっています。

年齢三階層別人口の割合をみると、年々、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向があり、年少人口の構成比率は平成 2 年の 18.6%が、平成 12 年には



15.2%に減少し、老年人口の構成比率は平成 2 年の 17.1%が、平成 12 年には 23.7%と増加しています。また、就業者人口は第一次産業就業者が一貫して減少し、第二次産業就業者はほぼ横ばい、第三次産業就業者が増加しているという傾向にあります。

【資料：国勢調査】

## 5 世帯

新市の世帯数は、核家族化の進展により年々増加し、昭和 40 年の 34,748 世帯が平成 12 年には 44,382 世帯となり、対昭和 40 年比で約 3 割近く増加しています。

【資料：国勢調査】

表1 人口と世帯の推移

(単位：人、世帯)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総人口	159,562	153,173	150,348	153,330	152,636	150,840	149,509	147,546
総世帯数	34,748	36,051	37,565	39,389	39,865	40,882	42,581	44,382
1世帯当りの人員	4.59	4.25	4.00	3.89	3.83	3.69	3.51	3.32

表2 年齢階層別人口

(単位：人/%)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総人口	159,562	153,173	150,348	153,330	152,636	150,840	149,509	147,546
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年少人口 0~14歳	45,033	36,860	33,311	32,278	30,940	28,024	25,132	22,446
	28.22	24.06	22.16	21.05	20.27	18.58	16.81	15.21
生産年齢人口 15~64歳	103,267	102,869	101,060	102,003	99,932	97,026	93,726	90,011
	64.72	67.16	67.22	66.53	65.47	64.32	62.69	61.01
老年人口 65歳以上	11,262	13,444	15,932	19,049	21,763	25,782	30,647	35,020
	7.06	8.78	10.60	12.42	14.26	17.09	20.50	23.73
年齢不詳	0	0	45	0	1	8	4	69
	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	0.01	0.00	0.05

表3 産業(大分類) 15歳以上就業者人口

(単位：人/%)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
就業者合計	76,390	78,531	74,427	77,506	77,078	77,706	77,581	74,997
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第一次産業	31,474	27,790	20,448	16,854	14,873	11,814	9,359	7,857
	41.20	35.39	27.47	21.75	19.30	15.20	12.06	10.48
第二次産業	14,888	17,174	19,818	23,075	24,822	27,834	28,041	26,700
	19.49	21.87	26.63	29.77	32.20	35.82	36.14	35.60
第三次産業	29,974	33,510	34,160	37,557	37,331	38,033	40,167	40,406
	39.24	42.67	45.90	48.46	48.43	48.94	51.77	53.88
分類不能	54	57	1	20	52	25	14	34
	0.07	0.07	0.00	0.03	0.07	0.03	0.02	0.05

# 主要指標の 見通し

## 1 人 口

### (1) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所では、南庄内の6つの市町村における人口は、平成12年の147,546人(国勢調査)から、平成27年には134,324人に減少すると推計しております。

こうした中、新市では、新しい産業振興施策等を積極的に展開し、第二次産業で約1,500人、第三次産業で約1,600人、合わせて約3,100人の新規雇用を創出し、これら新規就業者の家族等を含めて約4,500人の社会増を見込み、人口の減少傾向の緩和を図ります。

平成27年の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値にこうした社会増を加え、138,900人と見通します。

### (2) 年齢別人口

新市における年齢別人口は、平成27年には、以下のようにになると予測されま

す。年少人口については、新規産業の育成効果を得るものの、少子化の基調が続

き17,900人に減少し、構成比も12.9%に低下するものと見込まれます。生産年齢人口については、新規雇用の創出による社会増に努めるものの、81,200人に減少し、構成比は58.4%となります。

老年人口は、総人口の減少傾向の中で、逆に39,800人と増加します。構成比も28.7%に上昇し、人口構造の高齢化が一層進行するものと見通されます。

### (3) 就業人口

就業人口は、総人口の減少と就業率の低下に伴い、平成27年には、71,600人に減少すると見込まれます。

この内、第一次産業は、就業者数、構成比とも減少し、それぞれ5,000人、7.0%となるものと見込まれます。また、第二次産業においては24,400人と就業者数が減少するとともに、構成比も34.1%に低下するものと推計されます。更に、第三次産業については、就業者数は42,200人に増加し、構成比も大幅に伸び、58.9%になるものと見通されます。

## 2 世帯

世帯については、人口の減少を上回っての核家族化等が進行し、平成 27 年の普通世帯は 48,800 世帯に増加するものと見込まれます。なお、1 世帯当たり人員は 2.78 人と推計されます。

表1 将来の人口、世帯数などの見通し

(単位：人、世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成27年
総人口	149,509	147,546	138,900
年齢別人口			
年少人口 0～14歳	25,132 (16.8%)	22,446 (15.2%)	17,900 (12.9%)
生産年齢人口 15～64歳	93,726 (62.7%)	90,011 (61.1%)	81,200 (58.4%)
老年人口 65歳以上	30,647 (20.5%)	35,020 (23.7%)	39,800 (28.7%)
就業人口	77,581	74,997	71,600
第一次産業	9,359 (12.1%)	7,857 (10.5%)	5,000 (7.0%)
第二次産業	28,041 (36.1%)	26,700 (35.6%)	24,400 (34.1%)
第三次産業	40,167 (51.8%)	40,406 (53.9%)	42,200 (58.9%)
普通世帯数	41,936	43,702	48,800
1世帯当たり人員	3.50	3.31	2.78

注1 平成27年における総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値の134,324人に、新市における政策的社会増約4,500人を加えて推計した。

注2 平成7年及び12年の数値は全て国勢調査の確定値による。

注3 平成7年及び12年の年齢別人口に、年齢不詳分を加算していないため、総人口とは一致しない。

注4 平成27年の年齢別人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値に、政策的社会増分の内の就業者については生産年齢に加え、それ以外については年齢別人口比率等に基づき按分して推計した。

注5 平成7年及び12年の各産業別の就業人口には、分類不能の産業を加算していない。

注6 平成27年の就業人口は、政策的社会増分等を加味しながら、回帰式を適用し推計した。

注7 普通世帯とは、一般世帯から独身寮・下宿等の単身世帯を除いた世帯で、平成27年の普通世帯数は、回帰式等を適用し推計した。

注8 一世帯あたりの人員は、普通世帯人員を普通世帯数で除した人数であるため、総人口とは一致しない。

# 新市建設の 基本方針

## 1 新市の基本理念

南庄内の6つの市町村は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは全国でも有数な稲作地帯を培ってきた農山漁村として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、地域の暮らしを豊かに導きつつ、今日まで発展してきました。

そして、新時代を迎えた今、6市町村では、それぞれの地域の歴史、文化、自然などの特性を生かした施策の展開を通じて、更なる飛躍を期そうとしており、こうした取り組みは、地域の経済成長の低下、少子高齢化など、南庄内を巡る目下の重要な課題にも、真摯に応えようとしているものです。また、その実現については、地域住民の高い期待が寄せられております。

このため、まず、新市においては、こうした各市町村の取り組みを継承し、新しい枠組の中で新市の施策として再編しつつ、一層強力に推進していくこととし、新市建設の基本理念は、それぞれに新時代に対応しようとする6市町村の主要な施策を踏まえながら、新市として明るい展望を描いていくことを念頭に、

### **出羽庄内に多様性が生き 新しい時代のいのち輝く 希望のまち**

と定めます。

これは、新市建設にあたって、6つの市町村がそれぞれの地域特性を一斉にしかも高度に発揮しながら、新しい時代に相応しいまちづくりを進めるために、新市市民とともに明るく元気に希望をもって取り組もうとする姿勢を表現したものです。

新市の将来像や基本目標を達成するために、常にこの基本理念をこころがけ、基本的人権が尊重され、真に人間らしい生活ができる魅力あふれる地域を築いていきたいと考えます。



## 2 新市の将来像

新市の基本理念を、これからの時代の要請に応えながら具体化していくために、以下に掲げる将来像を新市全体で共有したいと考えます。新市の建設を取り巻く状況には、社会経済の構造的変化や人口減少など、大変厳しいものがありますが、市民とともに、自助と自立の精神に基づく地方分権や行財政改革を果敢に行い、将来像の実現に向け勇気をもって鋭意取り組みます。

### (1) 学習社会先進都市の形成

ここにしかない価値を再創造しながら、これからの時代に求められる発展の基礎を築くため、市民生活の様々な局面で役立つ新しい地域づくりの総合的な方法として、市民の学びを振興します。教育を尊ぶ南庄内の伝統を未来に向かって新たに生かし、娯楽やスポーツなど、身近で取り組みやすいものから、歴史や哲学など、人類の叡智や世界の真理を求めるようなものまで、あらゆる分野の中から自ら学ぶべき事柄を発見し、追究する学習社会先進都市の形成を目指します。

### (2) 文化と自然の創造交流都市の形成

変転の著しい時代の中で、新市の素晴らしい歴史や文学の資料を次代に伝えるための研究基盤を整備するとともに、伝統芸能、生活文化の伝承、芸術文化活動の振興に努め、地域の価値を再発見しながら国内外に発信します。また、中山間地域や海を主なフィールドに、貴重な森などの環境を保全しつつ、文化や動物との共生に焦点をあてた森林交流プログラムの開発、農山漁村地域の自然をテーマにした遊びと学びの場の整備を行い、それぞれ地域住民と協働して、新しく自然資源を活用するなど、文化と自然の創造交流都市の形成を目指します。

### (3) 先端研究産業都市の形成

新時代における地域の自立を導くために、これまで以上に地元商工業の高度化と企業の誘致に努め、若年層の定住化を図るとともに、先端的な教育と研究開発を促進し、バイオ分野を中心にした産学公民の連携による北部サイエンス

パーク構想<sup>注</sup>の推進など、新市内の高等教育機関の集積を戦略的に生かす先端研究産業都市の形成を目指します。

#### (4) 豊かな食の農林水産都市の形成

南庄内は我が国を代表する食料生産基地であり、今後とも、日本国民の食生活に貢献していくため、一層、海、山、平野の恵まれた地域の特性を生かし、消費者に信頼される安全で美味しい食べ物づくりを推進するとともに、これまでの歴史の中で培われてきた風格ある農山漁村を維持、発展させるため、平野部、中山間部、海岸部における総合的な地域づくりを進め、それぞれの多面的な機能を高度に発揮させながら、豊かな食の農林水産都市の形成を目指します。

#### (5) 健康づくり先進都市の形成

市民の健康の一層の増進を図るため、地域、医療、福祉とのネットワーク化を進めます。

また、科学的な保健指導システムのもとで、健康づくりサポーターの育成、スポーツ団体や住民自治組織との連携に努め、健康づくりへの市民の主体的な参加を促進するとともに、保健と福祉を総合する拠点施設を整備し、健康づくり先進都市の形成を目指します。

#### (6) 日本海国土軸交流拠点都市の形成

日本海沿岸東北自動車道と羽越新幹線の整備を促進し、出羽三山や温泉などの地域資源を生かしながら、南庄内ならではの観光の振興をはじめ、多様な交流の拡大を図り、庄内地域はもとより、日本海沿岸地域において重要な役割を果たす日本海国土軸交流拠点都市の形成を目指します。

注 北部サイエンスパーク構想とは、鶴岡市街地の北部に研究開発型の企業・試験研究機関・業務機能等の集積を図る構想で、庄内地方拠点都市地域基本計画にも位置づけられている。

### 3 新市の基本目標

#### (1) 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

南庄内に残された日本の原風景を大切に継承しつつ、新しい時代に相応しい基盤づくりを進め、地域の均衡ある発展を図るとともに、庄内地域の中核拠点都市としての役割を果たします。

このため、新市の美しい自然や景観が一層生きてくる土地利用を図りながら、道路、上下水道、公園など、市民の快適な生活を支える社会資本の整備を推進します。また、高速交通基盤、情報通信基盤についても、地域内外における格差の是正に努めます。

#### (2) 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり

致道館教育など6市町村が培ってきた学びの伝統を、新市まちづくりの中心課題として発展的に継承し、次代を担う人材の育成と今後の知識社会への対応を図ります。

このため、学校教育の環境を整備し、地域との連携を強めながら、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。また、山形大学農学部、東北公益文科大学・大学院、慶應義塾大学先端生命科学研究所、鶴岡工業高等専門学校での研究活動を支援します。

#### (3) 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

新市の貴重で多様な文化や自然を、地域特性として一層価値あるものに高めて継承し、これらを創造的に活用して、特に若い世代の交流拡大を図ります。

このため、市民の地域に根ざした文化的活動を一層助長するとともに、地域の価値ある資源の発掘保全と調査研究を促進しながら、その成果を発信し、新市全体をキャンパスに楽しい学びの交流を行い、若者が夢と誇りを持てる地域づくりを進めます。加えて、地域の国際化を一層促進しながら、国際的にも存在感のあるまちづくりを推進します。

#### (4) 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

新市内の高度な知的基盤を核に最先端の研究開発型企業の誘致・育成を推進するほか、地域の自然、文化などを高度に生かした産業の創出に努めます。

このため、農林水産業では地域の伝統や文化を包含した南庄内らしい新しいビジョンのもと、新市の基幹産業としての発展方策を展開します。工業、商業、観光においても、文化性の高い製品、サービスを重視し、地産地消はじめ産業間の連携を促進しながら、企業活動の高度化に対応した環境整備に努めます。また、市民生活の新たな担い手としてコミュニティビジネス<sup>注</sup>の育成を図ります。

#### (5) お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

少子高齢化と人口減少が進み地域社会の存続が危惧されている現状を踏まえながら、なお生き生きとした生活を築いていくために、新しい時代に対応した地域コミュニティづくりを進めます。

このため、地域の成り立ちを十分に尊重して、活動基盤整備を行うとともに、それぞれの地域の実情に応じ、地域の住民の生活を地域の住民が支える、新しいシステムづくりや活動の担い手の育成を推進します。

#### (6) 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

市民一人一人が安心して新市で一生を送れるように、ゆるぎない目標を掲げ、着実に実践します。

このため、健康と福祉、子育てについての総合的な機能を併せ持つ拠点施設を建設する他、高齢者、障害者、保育のための所要の施設を整備します。一方、行政の専門性を高めつつ、各種福祉サービスの提供システムを、地域の住民の福祉を地域の住民の手で支えうるよう、再構築します。

また、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

#### (7) 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

市民の掛け替えのない生命、財産を災害から守り、恵まれた自然環境の中で生活を維持していくために、行政と市民が協働し、最善の努力を尽くします。

このため、新市の総合的な防災計画の策定、防災の情報システム整備、消防救急体制の拡充を図るとともに、自主防災組織との連携強化を促進します。一方、地域の大切な子どもや高齢者を犯罪から守り、明るく健全な社会を維持していくため、地域ぐるみでの防犯体制を一層強化します。

また、新市における環境基本計画を策定し、自然との共生に努める他、リサイクルシステムの確立などを通じて、資源循環型社会の実現を目指します。一方、市民参加による環境保全活動を促進するため、環境学習の機会を拡充します。

#### ( 8 ) 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

市民一人一人が楽しく明るい生活を送ることのできる生きがいある地域社会の実現に向けて、学習とスポーツ・レクリエーションの振興が求められています。

このため、新しい時代に即した学習施設の建設や運動施設の更新など、所要の基盤整備を行うとともに、一層多くの市民が学習・スポーツ活動に参加できるよう、多様で体系的な学習機会の開設と総合型地域スポーツクラブの創設を図ります。

注 コミュニティビジネスとは、地域の課題(介護、福祉、教育、清掃など)解決や活性化に向けて、地域住民が小規模な事業として取り組み、解決していくこと。

## 4 行財政システムの再構築

基本目標の達成のため、市民各位と協働し、行財政システムの再構築を断行するとともに、今後、急速な進展が見込まれる地方分権について、新市でのしっかりした受け皿づくりを進めます。

### (1) 行財政改革の推進

新市の行政執行システムは、市民が利用しやすく、かつ、多岐にわたる行政課題に迅速、的確に対応できる組織とし、既存庁舎の有効活用を進めながら再編するほか、その内容においては、市民ニーズの高度化や地方分権化に対応し、職員の専門性を高めるなど、行政サービスの質的向上を図ります。

また、行政組織の効率化による経費節減が強く求められていることから、職員定員適正化計画を策定しつつ、事務改善に努め、民間活力の導入が望ましい業務について外部委託し、行政コストの計画的な削減を進めます。

本所・支所の関係については、地域住民に密着した行政サービス提供を図ることを基本にしながら、それぞれの地域の特性が一層生かせるような役割分担を念頭に、適切な方式を導入します。

このため、本所は、市域全体の管理部門、施策の立案・総合調整機能を担う部門、議会、行政委員会の基幹部門、各分野の統括的業務を所管し、支所は、直接市民サービスを行う窓口的部門、財産管理・出納などの基本的業務部門、まちづくりや地域づくりに取り組む部門、地域の重点施策を担う部門などを所管するものとします。合併後の各段階での本所、支所それぞれの市民ニーズへの対応の状況に合わせて、機能や権限を見直すなどの配慮を加えながら、統合電算システムの整備等を含め、効率的な執行体制を構築します。

一方、財政運営については、合併を機に、新しい時代の行政サービスのあり方、行政が担うべき役割、受益と負担のあり方など見直しを行い、民間委託の推進やPFI<sup>注1</sup>の導入を図るほか、個々の事業の効果や施策の成果を客観的かつ公正に評価するなど、健全な財政基盤づくりを進めます。

### (2) 市民との協働

行政区域の拡大、再編に対応し、個々の地域の市民の意見をくみ上げながら

市政展開を図る必要があることから、広報広聴機能の充実と市民の意向を適切に行政に反映させる仕組みづくりを進めます。特に、今後の地域づくりの方策については、各地域住民の意向が施策に結実されるよう、課題の整理や意見の集約を行う協議の場を設定します。

また、多様化、高度化している市民ニーズに応えるためには、サービス供給主体としての民間の役割が高まるものと思われることから、民間と行政の協働を促進する環境づくりに努め、NPO 法人<sup>注2</sup>やボランティア団体などの育成、支援を強化します。

地方分権時代は「市民が主役、地域が主体」との認識の下、行政と市民との関係の再構築を目指し、市民の自立した自治活動が実践されるよう環境づくりを行うとともに、自己決定・自己責任の気運の醸成に努めます。

### (3) 新しい施策の構築と推進

この度の合併は、社会経済の根本的で後戻りできない構造的な変化の中で行われます。この構造的な変化は、地域の存立基盤に関わる様々な困難を招く場合もあるものと予想されますが、新市は、こうした困難に、合併のメリットを最大限に発揮して立ち向かいます。

幸い、南庄内には多様で特色ある地域資源があります。どのような構造的変化なのか、常に実態を調査し、研究を深めつつ、こうした恵まれた資源を積極的に活用して、新市としての明るく希望の持てる施策を構築しながら、市民とともに強力に推進したいと考えます。

注1 PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

注2 NPO 法人とは、企業のように営利の追求や配分を目的とせず、ボランティア活動をはじめとする住民が行う自由な社会的・公益的サービスを供給する団体で、法人格が与えられている。

## 5 土地利用の方針

新市の行政区域は、東西約 43 km、南北約 56 kmにおよび、総面積は 1311.49 k m<sup>2</sup>です。平成 13 年の利用区分別土地利用の現況は、農用地が 188.14 k m<sup>2</sup>で約 14%、森林が 958.72 k m<sup>2</sup>で約 73%、宅地が 34.17 k m<sup>2</sup>で約 3%、その他が 130.46 k m<sup>2</sup>で約 10%となっています。

新市の市土は、市民のための限られた資源であるとともに、生活や産業など諸活動の共通の基盤です。このため、新市の土地利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、新市の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と新市の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う必要があります。

新市の地域類型別の土地利用の基本方向は、次の通りとします。

市街地については、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、既成市街地の土地の有効活用に留意し、コンパクトな市街地の形成に努めます。

市街地の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、自然的土地条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市づくりを進めます。

また、緑地や水辺空間の確保、地域の成り立ちや特性を踏まえた都市基盤や街並みの整備等により、身近な自然と良好な景観の保全・創出を図るとともに、快適な生活環境の整備を図ります。

農山漁村については、地域ごとの特性と農地や森林、沿岸域の持つ多面的役割を踏まえ、生産活動の振興と市土資源の適切な維持管理を図るとともに、これと調和した快適な生活環境の整備に努めます。

農山漁村の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保に努めるとともに、自然的土地条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、災害危険地域の解消等により、災害に強い地域づくりを進めます。

また、農山漁村景観の保全・創造を図りつつ、都市との交流を促進するとともに、多様なニーズに対応した農林漁業の展開、地場産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等総合的に就業機会を確保しながら、健



全で活力ある地域社会の構築を進めます。

高い価値を有する原生的な自然地域や野生動植物の重要な生息・生育地、優れた自然景観地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正に保全することを基本とし、併せて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図ります。



# 新市の施策

## 1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

### (1) 適正な土地利用の推進と都市環境の整備

新市では、南庄内に残された日本の原風景を大切に継承しつつ、新しい時代に相応しい基盤づくりを進め、地域の均衡ある発展を図るとともに、庄内地域の中核拠点都市としての役割を果たします。

このため、人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成や、生産活動と自然環境が調和した快適で美しい活力のある農山漁村の創造に向け、特色ある良好な景観にも配慮した土地利用を推進します。

農山漁村においては、これまでの特色ある振興策を継承発展させながら、平野部・中山間部・沿岸部等の多様な地域の実情を踏まえ、振興山村の指定など地域指定制度などを活用し、生活・生産・遊びのフィールドとして先人が守り育んできた自然を保全しながら整備を進めます。

新市の中心市街地は、国の官公庁施設など分散した都市機能を再集積するとともに、文化的な諸機能の導入や新たな居住機能の誘導などにより、求心力と活力を高めます。

駅前地区は、交通結節点としての立地特性を生かし、公共施設の配置も含め、米倉庫群などの地域資源や地域特性、知的活力を生かした新時代にふさわしい地区として整備を進めます。

#### < 主な事業 >

##### 新市土地利用の計画策定

- ・ 国土利用計画の策定
- ・ 都市計画マスタープランの策定
- ・ 農業振興地域整備計画の策定 など

##### 景観形成の推進

- ・ 景観条例の制定

##### 地域振興計画の推進

- ・ 山村振興計画
- ・ 過疎地域自立促進計画

- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備計画
  - ・ 沿岸域の総合利活用の推進 など
- 庄内地方拠点都市地域基本計画の推進  
 中心市街地の活性化  
 駅前周辺地区の整備 等

## (2) 交通ネットワークの整備

産業や文化など国内外と様々なレベルで交流を活発化し、地域の振興発展を支える重要な社会資本として、空港、高速道路、新幹線など高速交通基盤の整備充実に努めます。併せて、日本海国土軸の形成に向け、新潟・秋田との地域間連携を一層推進します。

地域の特性やニーズに対応した都市機能充実を図るため都市計画街路整備促進をはじめとした国・県・市道などの整備を着実に推進し、また国道間の連絡を密にすることなどにより高速交通へのアクセスの充実など域内外の円滑な交通ネットワークを形成します。

また、路線バス事業者の事業展開を基調としつつ、需要の拡大や代替手段の確保なども考慮しながら市民の利便性の向上を図るとともに、高齢者や障害者などの生活交通を確保し、一体的な生活圏の形成に努めます。

### < 主な事業 >

- 庄内空港の運航拡充及び施設の整備促進
- 日本海沿岸東北自動車道及び東北横断自動車道酒田線の整備促進
- 羽越本線の高速化の促進
- 国道・県道の整備促進
- 都市計画街路の整備
- 市道の整備
- ・ 道路改良、舗装新設、橋梁整備等
- 路線バスの維持など生活交通の確保 等

### ( 3 ) 生活環境基盤の整備

都市的・自然的な環境や土地利用の動向を踏まえて緑の基本計画を策定し、公園緑地の整備や自然系緑地の保全・活用に努めます。

河川改修や砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設などの整備を進め、災害のない安全な市民生活を確保します。

住宅については、民間の活力やノウハウを最大限に活用することを基本に、既存公営住宅のストックの維持・改良に努め、多様なニーズに対応した供給の促進に努めます。また、将来の宅地需要の見通しや地域の特性を踏まえ、環境の整った良好な住宅地の供給や利用の促進、開発行為の誘導を図ります。

生活排水処理のため、施設未整備地区については、地区の実情に則して、下水道、集落排水、浄化槽など最も効率的な事業手法により整備を促進します。

広域水道からの円滑な受水と独自水源による水道用水の確保を図るとともに、老朽施設等の年次的な整備により、安全で良質な水を安定的に供給します。

農山漁村の生活環境を向上するため、集落内の道路や広場、生活排水処理などの生活基盤の整備に努めます。

雪国の快適な環境を創出するため、克雪・利雪・親雪に努めます。

#### < 主な事業 >

緑の基本計画の策定

公園緑地の整備

・総合公園、運動公園、近隣公園、街区公園、特殊公園等

治山、治水事業の促進

住宅マスタープラン等の策定

良好な住宅地・公営住宅の整備

・土地区画整理事業

・公営住宅整備事業

克雪対策事業の推進

下水道構想エリアマップの策定

下水道事業

水道事業計画の策定

水道施設の整備

農山漁村の生活環境の整備

- ・集落排水事業、浄化槽事業
- ・農村（振興）総合整備事業

等

#### （４）情報基盤の整備

情報通信技術の革新により、民間事業者による高度な情報通信サービスの提供において、市街地や平野部と山間部との地域間格差が拡大しています。新市域ではこのような情報通信の格差を是正し、誰でもどこでも可能な限り情報通信技術の恩恵を享受できるよう、関係機関と連携し携帯電話不感地域の解消や高速大容量インターネットの普及等に向けた情報通信基盤の整備と情報ネットワークの構築を推進します。

また、既存のケーブルテレビについては、地上テレビジョン放送のデジタル化等に対応し、設備等の拡充整備を行います。

市民や企業等の情報通信技術利用の普及と高度化を図り、情報交流を促進し、市民活動や産業活動等の活性化を支援し、日本海国土軸の情報交流拠点を整備します。

#### <主な事業>

新市情報化計画の策定

地域情報化の推進

移動体通信不感地帯の解消

テレビ難視聴対策の推進

ケーブルテレビ施設の拡充整備

等

## 2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり

### (1) 学校教育の充実

核家族化や少子化の進行など、子どもたちをめぐる環境の変化を踏まえて、学校教育機能を充実し、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

公立幼稚園については、保育行政などとの連携を深め、運営方法を検討しながら、就学前の幼児の健全な育成を図り、豊かな感性と情操を育む幼児教育の充実を進めます。

小・中学校においては、家庭や地域との連携を密にしながら、地域に信頼される、地域に根ざした特色ある学校づくりを行い、確かな学力の向上と、より豊かな人間性を育む質の高い教育の推進を図ります。また、スクールカウンセラー・教育相談員等の相談体制を整備し、児童・生徒一人一人の心のケアを行うとともに、子どもたちの社会性を育てます。さらに、これらの取組みを一層効果的なものにするため、教職員の研修を充実し、資質の向上に努めます。

児童・生徒の通学については、地域の実情や地形などに配慮しながら、安全で効率的な手段の確保に努めます。

学校の施設や設備については、児童・生徒の良質な学習環境を維持するため、老朽度、危険度に応じて順次整備・充実を図ります。

学校給食については、学校給食を通じて食教育の充実を図るため、地産地消を推進しながら安全で地域の特性を生かした完全給食の実施に努めます。

#### < 主な事業 >

感性を育む幼児教育の充実

地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

教職員研修と教育相談体制の充実

学校施設の整備充実

センター方式、自校炊飯方式による学校給食の充実

スクールバスの運行充実 等



## (2) 高等教育・研究機能の拡充

地域の知識や技術を高め、自らの内発的発展を支える知的社会資本を充実するため、山形大学農学部及び鶴岡工業高等専門学校<sup>1</sup>の教育研究環境の強化に協力するとともに、慶應義塾大学先端生命科学研究so及b東北公益文科大学・大学院を支援し、これら高等教育研究機関を新世紀における地域振興の中核的拠点として戦略的に活用します。

この中で、バイオ分野を中心とした産業の創出や高度化に資するため、起業化支援施設整備を中心とした北部サイエンスパーク構想を推進し、高等教育研究機関を核とする産学公民の連携・協働を促進します。

さらには、構造改革特別区域制度<sup>注1</sup>を活用し、先端的なバイオの研究拠点、産学官連携によるバイオ産業の振興、市民の学習交流の推進をそれぞれ図り、バイオキャンパス特区構想<sup>注2</sup>を推進します。

注1 構造改革特別区域制度とは、教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的とした国の制度。各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定する。

注2 バイオキャンパス特区構想とは、構造改革特別区域制度に基づき、バイオに関する研究・産業・学習交流の三つを柱に、地域の活性化を図ろうとする構想。外国人研究者の滞留期間延長による先端的バイオ研究拠点の形成、山大農学部施設の民間利用による産学連携の促進、民間法人の市民農園開設による学習交流の推進を図る。

### < 主な事業 >

山形大学農学部及び鶴岡工業高等専門学校の拡充整備

慶應義塾大学先端生命科学研究so及b東北公益文科大学・大学院への支援

産学連携基盤施設の整備

等

### 3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

#### (1) 地域文化の振興

地域の豊かな自然環境と人々の暮らしの中で培われてきた文化財、能や歌舞伎、獅子踊り等の民俗芸能、まつりや伝統行事、生活文化などを保存継承するとともに、城下町としての町並みや各地域に残る歴史的たたずまいなどを保全活用します。

また、地域固有の歴史・文化等の資源に親しみ、学習や研究活動を促進する拠点づくりを進めるとともに、市民により幅広く高度な創作活動が展開されてきた伝統を生かしながら芸術文化活動を一層振興するための基盤を整えます。

これらの豊かな文化資源の集積を土台にして、市民の文化・芸術活動を更に高度な活動に発展させることにより、市民の豊かな感性を磨き、新たな文化を創造していきます。

#### <主な事業>

文化財、伝統芸能などの保存伝承

歴史的建造物等の保存と活用

文化活動の中核施設等の整備

郷土資料・文化研究基盤の整備

等

#### (2) 自然環境の保全と活用

新市が有する豊かな自然環境を後世に継承するとともに、人々のやすらぎと憩いや学習のフィールドとして地域内外の人々の交流の拡大を目指し、これらの資源の新たな価値を見出し、かつ創造的に活用します。このため自然・農業体験や学習等、農山漁村でのグリーンツーリズムによる都市と農村住民との交流、あるいは滞在型の研究や創作活動、健康づくりなどを行う魅力ある拠点等の整備やソフトプログラムの開発を推進します。

また、森林、河川・湖沼、海岸などの美しい景観や豊かな自然等が持つ地域資源としての価値、森林や農地などの多面的機能を保全するために、森林や農

地の適正な維持管理や海岸・河川における護岸整備等の保全対策を進めます。さらに、自然環境の美化活動や愛護活動を促進するとともに、ボランティア・学習活動などを通じた参加・交流型の自然環境の保全活動を推進します。

朝日連峰・出羽三山、庄内平野については、多雪による独特な植生を持つ貴重な自然資源として、また、人々と自然環境が織りなす文化的遺産として、世界遺産の登録に向けた取り組みなどにより、その価値を発信し保全に努めます。

#### < 主な事業 >

自然環境の保全活動の推進

森林資源や海洋資源を活用した地域振興プロジェクトの推進

自然学習交流施設の整備事業 等

### ( 3 ) 国際交流の推進

国際化社会の進展に対応した国際的視野を持った人材の育成と市民の国際理解を深めるため、姉妹都市等との都市交流により、文化・学術・スポーツ・産業など多岐にわたる市民相互の交流を図るとともに、交流事業や語学研修などの外国文化に触れる多様な機会の創出や市民の自主的な国際交流活動による草の根の国際交流を推進します。

また、国際化社会の進展に伴い外国人生活者や来訪者等が増加している状況に適切に対応するため、市内在住の外国人に対して、日常生活に必要な情報提供などの支援や地域住民との交流の機会を提供し、快適な生活が送れるよう努めます。また、ビジネスや学会又は観光に訪れる外国人のため、外国語表記による案内表示などインフォメーション機能の充実や通訳ボランティアの育成などを進め、国際都市としての基盤整備を進めます。

#### < 主な事業 >

姉妹都市、友好都市等との交流

草の根の国際交流の推進

国際都市としての基盤整備 等

## 4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

### (1) 農林水産業の振興

農業の振興については、地域農業を支える強固な生産体制を確立するため、各地域の実情に応じた集团的営農体制の整備と担い手への農地利用集積を促進します。

地域の農業生産の基幹である水田農業は、農業者・農業者団体が中心となる推進体制の整備や水田畑地化への取り組みを促進するなどして生産調整に対応しながら需要に即した良質米の生産を推進します。

また、力強い自立的な農業経営を確立するため、だだちゃ豆・温海かぶ、アスパラなど地域特性に適合した畑作、野菜、果樹、花卉、畜産などによる収益性の高い複合経営や特産品開発、農産加工、地産地消、直接販売などへの取り組みによる経営多角化と高付加価値化を促進するとともに、農業者・農業者団体等と山形大学農学部・県試験場など試験研究機関や企業との連携を強化し、新たな生産・加工・販売戦略に結びつく研究開発を推進します。

さらに、有機栽培・減農薬栽培の推進と農産物認証制度の充実や農業廃棄物の適正処理など環境保全型農業の普及を図るとともに、安全・安心農畜産物の供給や地産地消、食農教育などを通じて市民・消費者の農業に対する理解と信頼を高めます。

中山間地域の農業については、地域の特性を生かした農業の振興を図り、集落機能の維持と耕作放棄の防止並びに農地の多面的機能を保全するために、集落営農等の強化により担い手の確保を図るとともに、特産品の開発などの地場産業を育成し、中山間地域の活性化を推進します。

林業については、意欲的な林業経営体への森林施業の集約や森林組合の組織強化を図ります。また、間伐、除伐等により森林整備を促進するとともに、木材生産者から利用者までのネットワークづくりを行い、身近な地域材の利用拡大を図ることにより、循環型社会の構築を推進します。加えて、菌茸類や果実及び山菜など地域の特性に応じた特産林産物の生産を拡大するとともに、加工品の開発による高付加価値化を図ります。

水産業については、計画的な漁獲による水産資源の適正な保全管理に努める

とともに、アワビ、ヒラメなど魚介類の栽培漁業化に取り組み、つくり育てる漁業を推進します。また、漁業の担い手の育成に努めるほか、特産品の開発や遊漁・海洋レジャーなどの体験型観光漁業の定着を図るなど新たな事業展開により漁村地域の活性化を図ります。内水面漁業については、魚種の維持・保全に努めるほか、アユなどの資源の利活用策を展開します。

農林水産業の効率的で効果的な生産活動を支えるため、農林畜産物の生産流通・加工施設や広域農道及び基幹的水利施設、林道作業道、漁港や魚礁といった基本的な生産基盤の整備に努めます。また、農林漁業後継者の育成・確保や新規参入者の受け入れ等に努めるとともに、農業協同組合・森林組合・漁業協同組合等の連携を高め、農林水産業の一層の振興を図ります。

#### <主な事業>

##### 集団的営農体制の整備と担い手の育成

- ・地域営農推進事業による集団的営農体制の確立
- ・農地の利用集積と団地化の促進による高生産性農業の確立
- ・法人化の推進による経営基盤の強化と後継者の確保

##### 中山間地域の特性を生かした農業の育成

- ・特定農山村総合支援事業による特産品の開発と販路拡大

##### 水田農業の再編

- ・市場重視・消費者重視の売れる米づくりの推進
- ・生産体制の整備、直播栽培の普及等による低コスト稲作の推進
- ・地域特性を活かした土地利用型作物の導入と生産性・品質の向上

##### 複合経営の推進と生産・流通体制の確立

- ・畑作、野菜、果樹、花卉、畜産等収益性の高い地域特産物の振興
- ・観光との連携等による広域販売戦略及び地産地消による地元消費の拡大
- ・生産流通、加工施設の整備

##### 試験研究機関や企業との連携による新分野の開拓

- ・山形大学農学部、県試験場、企業等との連携強化による新技術の開発や加工品開発の推進
- ・新分野に取り組む起業者への支援

## 環境保全型農業の推進

- ・有機、特別栽培、エコファーマー制度への取り組み支援と堆肥等有機性資源の循環利用の促進

- ・廃プラスチック等環境負荷軽減対策の促進

- ・トレーサビリティなど安全・安心農畜産物の供給推進

林業後継者及び林業経営体の育成と森林組合の組織強化

地域木材の利用拡大と公共施設等への積極的活用

特用林産物の生産拡大と加工品開発の推進

森林保全のための病虫害や鳥獣等食害の被害防止対策の推進

水産資源の適正な保全管理と栽培漁業の推進

漁業担い手の育成

水産特産品の開発や体験型観光漁業の展開

内水面漁業の振興

広域及び一般農道の整備

基幹的水利施設の保全及び更新等農業生産基盤の整備

林道・作業道など林業生産基盤の整備

漁港の改修・魚礁の設置など水産基盤の整備

等

## (2) 商工業の振興

工業の振興については、地域経済を巡る環境や企業戦略の変化に対応した競争力のある企業の集積を促進し、多様で足腰の強い産業構造への転換を図ります。

このため、情報通信、精密加工関連産業など成長産業の誘致に努めるとともに、地元企業については、労働集約型から高い技術力や高付加価値製品の開発能力を持つ企画開発型企业への移行を促進します。

また、シルクやしな織をはじめとする伝統産業や食品加工業などについては、これまで培われてきた独自の技術や地域資源を高度に生かし、多様化する消費者ニーズに対応した付加価値の高い産業として振興します。

さらに、慶應義塾大学先端生命科学研究所などにおける国際的な研究成果を

もとに事業化するなど、バイオ関連企業を中心とした先端産業の集積を図ります。

これらの取り組みを推進するため、産学連携システム、起業化支援施設の整備など創業支援、人材の育成及び企業間・異業種間交流など意欲的な企業活動を支援する機能を拡充します。

商業の振興については、消費者ニーズの変化に対応した魅力的な個店を育成するとともに、地域で培われた商文化や卓越した技能などを継承しつつ、新たな文化を創造しうる場として特色ある商店街づくり、観光振興を強く意識した魅力ある商店街づくりを推進します。

また、市民生活や企業活動を支援するサービス産業を充実させるとともに、市民が主体となって地域の課題解決や活性化を担うことが期待されるコミュニティビジネスの創出と育成を図ります。

雇用対策については、新規学卒者・求職者への就業支援、技術者等の養成や職業能力開発、新たなニーズに対応したビジネスの育成などを進め、産業構造・就業構造の変化に対応した人材の育成と就業機会の創出を図ります。

#### < 主な事業 >

独自の技術・付加価値の高い製品等を持つ企画開発型企業に向けた取組みへの支援拡充

農林水産物等の地域資源を活用した製品・技術開発の推進

バイオテクノロジー、情報通信、精密加工等先端産業の誘致推進

産学連携、人材育成、起業化等に資する機能拡充

消費者ニーズの変化等に対応した魅力ある店づくりや、商店街の活性化・高付加価値化に向けた取組みへの支援拡充

企業活動・市民生活を支援するサービス機能やコミュニティビジネスの育成  
企業の自立的な事業展開を促進する人材育成への支援拡充

就業構造の変化に対応した知識・能力形成への支援拡充 等

### ( 3 ) 観光の振興

観光の振興については、高速交通網を活用し、観光情報の発信に努めながら、多様な観光資源を連携させた広域観光ルートづくりを進めるなど積極的な観光誘客を推進します。

このため、観光ニーズやスタイルの変化に対応し、自然や歴史、文化、文学、食、「いやし」などの多様な地域資源を組み合わせた旅行テーマの設定や観光客を受け入れる「もてなしの心」の浸透などを通じて観光地としての魅力を高めていきます。

また、豊かな自然環境や農山漁村の文化など都市にはない地域資源に恵まれている特性を生かし、自然や農山漁村での生活体験などを楽しむグリーンツーリズム、フルーツ等を生かした観光果樹、米やただち豆、野菜等の農産物や海・川での漁や魚とりなど収穫体験、あるいはスキーやマリンスポーツ、バンジージャンプをはじめとするアウトドアレジャーなど、余暇空間としての魅力を活用した体験型観光を推進します。

温泉観光地については、地域の観光協会と連携し誘客促進策を推進するとともに、景観やまちの賑わいづくりに配慮した温泉街の魅力を高める施設の整備や朝市の実施などの取り組みを支援し、風情や情緒を心から実感できる観光地づくりを促進します。

世界に誇る歴史文化資源である出羽三山地区については、世界遺産の登録の可能性を追究しつつ、独特の文化や歴史的価値を広く発信するとともに、地域における観光誘客や国際観光振興の中核として観光機能の充実を図っていきます。

特色ある地場産品等については、地域の観光資源として活用するとともに、首都圏等のふるさと会をパイプ役とするなど大都市圏のニーズを捉え販路開拓を推進します。

#### < 主な事業 >

##### 広域観光ルートの整備

- ・二次交通バス、テーマバス等の運行

##### 地域資源を活用した観光誘客の展開



- ・ 鶴岡市観光連盟と各地区観光協会組織の連携
  - ・ 伝統的なまつりや文化等の振興
  - 体験型観光、グリーンツーリズムの推進
  - 観光施設等の整備
  - 温泉地の魅力を高める施設整備とソフトの構築
  - 出羽三山の国際観光地としての取り組みの推進
  - 地場産品の販路開拓の推進
- 等

## 5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

### (1) 良好なコミュニティの形成

少子高齢化に伴う人口の減少や高齢者世帯の増加により、地域コミュニティ機能の低下が懸念されていることから、住民一人一人が温かく支えあう地域コミュニティを維持・発展させるため、住民が日常的かつ主体的にコミュニティ活動を行うことができる環境づくりを積極的に推進します。このため、活動の母体となる住民自治組織については、その成り立ちや地域特性及び住民の意思を尊重しつつ、地域課題や住民ニーズに的確に対応できる自治組織となるよう重点的に支援するとともに、拠点となる施設については、コミュニティの活動が積極的に展開できるよう、地域の状況等を踏まえて、望ましい整備を図ります。

また、安全で安心できる日常生活を支えるため、集落・地区単位等の自主防災組織の育成強化を図ります。

#### < 主な事業 >

- コミュニティ活動の促進
  - 住民自治組織の育成支援
  - 地域コミュニティ施設等の整備充実
  - 自主防災組織の育成強化
- 等

## 6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

### (1) 総合的な健康づくりの推進と地域医療の充実

健康で明るく活力に満ちた社会を目指して、健康増進法の基本理念と既に取り組んでいる具体的行動計画を統合して策定する新市の健康増進計画に基づき、今日的な健康課題となっている生活習慣病予防事業を、保健・医療・福祉・運動・栄養等の関係機関の連携により重点的に推進し、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。併せて、従来から実施している人間ドックを含めた健康診査事業の一層の充実を図り、病気の早期発見・早期治療を促進します。

これからの健康づくり事業は、個人の健康状態に即した取り組みが求められることから、医師会をはじめ大学や研究機関と連携し、医科学的な保健指導システムを整備し、健康づくりサポーター等住民によるボランティア活動組織を育成し、総合的な健康づくり事業を推進します。

そして、住民誰もがより身近な場所で健康づくりについて相談したり、取り組めるように、健康づくりの中核的拠点施設を整備し、各地域とのネットワーク体制を構築します。

地域医療については、各医療機関と地区医師会、歯科医師会など関係機関との連携を強化し、機能の分担や施設・設備の共同利用などを推進し、適切な医療サービスを効果的かつ効率的に提供できる地域医療体制の整備と充実を図るとともに、荘内病院は地域の基幹病院として、高度・良質な医療と心のこもった患者サービスを提供しつつ地域医療水準の向上を図っていきます。

#### < 主な事業 >

新市健康増進計画の策定

生活習慣改善事業の推進

健康づくり中核的拠点施設の整備

健康づくりサポーター等支援組織の育成

健康増進施設の整備

地域医療の充実

等

## ( 2 ) 地域福祉の充実

少子高齢化、価値観の多様化が進む地域社会において、各種福祉サービスに対する住民ニーズも多様化、高度化、複雑化してきています。

このような状況の中で、市民だれもが、住みなれた地域で自立した生活を送れる地域社会の創造を目指して、支えあい、共に生きる地域づくりのため、地域住民が等しく課題を共有する意識醸成を図りながら、行政のみならず、地域、社会福祉協議会、各種組織・団体、NPO、ボランティア等がネットワークをつくり、必要とするサービスを総合的に提供する地域システムを構築します。

また、おおむね中学校区単位を基本に、高齢者、障害者、児童などの総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を整備し、保健・福祉・医療が連携した、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めます。

### < 主な事業 >

新市地域福祉計画の策定

総合的な福祉支援機能の構築と拠点機能の整備 等

## ( 3 ) 高齢者福祉・障害者福祉の充実

高齢者が地域社会の中で積極的に役割を果たし、地域づくりの担い手として活躍できるよう、介護予防をはじめとした高齢者の健康づくりを進めるとともに、世代や地域を超えた交流が活発に行われる環境を整備します。

また、介護や支援が必要になっても住みなれた地域の中で安心して生活が営めるよう、在宅介護を基調としたサービス基盤の整備を進め、地域の在宅介護支援センターの機能強化を図るとともに、家族や地域による相互扶助活動と保健・福祉・医療のサービス提供機関が連携して高齢者を支える地域ケア体制を構築します。

障害者福祉については、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指し、障害者自身が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、暮らしを支えるサービスの充実やバリアフリーのまちづくりを進め、障害者スポーツや余暇

活動、社会参加活動を促進し、障害者の生活の質の向上を図ります。

また、障害者が生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を配置し、保健・福祉・医療が連携して、障害者のライフステージを通して一環して支援する地域生活支援体制を構築します。

< 主な事業 >

高齢者地域ケア体制の構築

介護予防の推進

老人福祉施設の整備

障害者福祉施設の整備 等

( 4 ) 子育て環境の充実と男女共同参画社会の推進

急速な少子高齢化や核家族化等に伴い、子どもや子育てを取巻く環境が大きく変化する中で、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、保育施設を適正配置し、さらには民間が有する高度で専門的な能力を積極的に活かしながら、保育を必要とする全ての子どもが適切な保育サービスを受けられる環境づくりを推進します。

その一方で、子育ての悩みや不安の解消や児童虐待の発生防止のため、情報の提供や相談機能の充実を図り、行政、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会、職場など社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進し、安心して子どもを産み育てることができる地域社会を構築します。

また、地域特性を踏まえた男女共同参画計画を策定し、男女互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる地域社会を目指します。

< 主な事業 >

次世代育成支援推進法に基づく新市行動計画の策定

多様なニーズに対応した保育サービスの提供

子育て支援推進

・子育てに関する情報提供や相談機能の充実

保育所等児童福祉施設の整備事業

男女共同参画計画の策定

等

## 7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

### (1) 防災、消防などの安全な地域づくり

市民、行政、関係機関が一体となって災害の予防や対策に取り組むため、新市の地域防災計画を策定します。また、的確な災害情報の収集や伝達のため、新市を網羅する統一した防災行政無線システムを構築します。

災害発生時に地域に密着した活動を展開するため、消防団組織体制の整備、町内会・集落等の地域コミュニティを単位とした自主防災組織の育成、さらには消防・防災拠点施設の整備をはかり、総合的な地域の消防・防災体制を充実強化します。

年々増加する救急医療に対する要請に的確に対処するため、医療機関と救急隊の連携を医学的観点から強化しながら、救急救命士による高度な救命処置を提供するとともに、住民自治組織や自主防災組織等に対する応急手当の普及活動を推進します。

一方、全国的に犯罪発生件数が増加傾向にあるなか、生活の身近にある犯罪を未然に防止するため、警察等関係機関と連携し地域ぐるみの防犯体制を強化します。

交通安全対策については、関係機関と市民が一体となって交通安全教育を推進し、快適で安全な交通環境の確保に努めます。

また、冬季間の安全を確保するため、幹線道路や生活道路について地域の実情にあった除雪体制を整備します。

#### <主な事業>

新市地域防災計画の策定

防災行政無線システムの構築  
消防施設・設備の充実  
消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成  
救急体制の充実  
防犯及び交通安全運動の推進  
除雪機械等の整備 等

## (2) 循環型社会づくりの推進

地域特性を踏まえた環境基本計画を策定し、行政・住民・事業者の相互協力の下、環境問題に対し適切に対応しながら、環境の保全と創造に関する取り組みを進めるとともに、地域の自然や農林業などの産業を生かした資源エネルギー対策の適切な推進やバイオマス利活用など新エネルギー導入推進に努めます。また、関係機関とともに、磐梯朝日国立公園、庄内海浜県立自然公園を代表とする地域の豊かな自然環境の保全に努め、自然との共生による持続的発展が可能な豊かで美しい潤いのある地域を目指します。

また、環境への負荷を低減するため、ごみ収集処理やごみ減量・再資源化の取り組みを一層強めるとともに農業分野の循環システムの強化や、リサイクルプラザを拠点とした環境教育の充実と住民の環境意識の高揚を図り地域の参加と創意工夫をもとに、農業を含めた循環型社会づくりを推進します。

### < 主な事業 >

環境基本計画の策定  
ごみ減量・再資源化の推進  
環境教育の充実  
資源エネルギー対策の推進  
国立公園や県立自然公園等の保全 等

## 8 . 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

### ( 1 ) 生涯学習の推進

昔から多くの人々が築いてきたこの地固有の文化は、人と人が支えあう地域社会を形成し、産業を発達させ、生活を豊かなものにしてきました。

今著しい社会の変貌の中で地域固有の文化を尊重しながらも、常に新しい社会へ対応する意欲と能力を培い、同時にこれを地域活性化の原動力とすることが求められます。

そのため、先人の知恵や知識に学び、研究や活動を展開する生涯学習のまちづくりを目指します。

特に、全市的な市民の学習活動と相互交流のもとに課題を克服する力を養う学習機会を設け、温かい地域コミュニティの中で自らの生活環境を整え、活発な地域活動や、産業・文化の振興につながる人づくりを進めます。

こうした学習活動を支えるため、各地域の公民館などでの生涯学習活動を支援するとともに、図書館や社会教育施設等の拡充整備を進め、市民の学習活動の拠点づくりをします。

#### < 主な事業 >

多様で体系的な学習機会の提供

地域における学習活動の振興

情報通信技術を活用した学習基盤の整備

社会教育施設の整備充実

新しい図書館サービスのネットワーク整備推進

等

### ( 2 ) スポーツ・レクリエーションの振興

余暇の増大や健康な生活への意識の高まりを背景に、多くの市民がスポーツに関心を寄せていることを踏まえ、総合型地域スポーツクラブを創設・育成して日常的なスポーツ活動の機会を提供するとともに、地域の特徴を生かした

様々な事業を展開しながら、だれもが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

スポーツ施設については、新たな予約システムの導入や市域のバランスに配慮した計画的な整備により、市民が利用しやすい環境を整えるなど、スポーツ施設の適正な管理運営に努めます。

また、マリナーやスキー場といった特色あるスポーツ施設やプール、体育館等を効率的に活用し、種目毎の拠点化を進めるなど競技スポーツの振興を図ります。

#### < 主な事業 >

総合型地域スポーツクラブの創設・育成

効率的な施設活用による競技スポーツの振興

スポーツ施設の整備充実 等



# 新市における 県事業の推進

## 1 山形県の役割

新市のまちづくりにおいては、魅力あるまちづくりの推進や地域社会・コミュニティに配慮したまちづくりの推進、市町村への権限移譲等の推進といった観点が必要となっています。

このため、山形県は、新市と連携しながら、県事業の推進に向けて、積極的に取り組んでいきます。また、合併に伴う財政需要について、山形県は、一定の財政支援を行います。

## 2 新市における山形県事業

### (1) 農山漁村の整備

農林漁業を振興するため、水利施設や圃場、農林道や漁港・漁場といった生産基盤の整備を進めます。また、魅力ある定住・交流空間としての農山漁村の生活環境の整備を進めていきます。

### (2) 自然環境の保全・活用

良好な自然環境を保全するとともに、利用者の安全性の確保や適正利用の促進を図るため、計画的な自然公園の施設整備を進めていきます。

### (3) 道路の整備

交流と生活を支える交通基盤の整備充実のため、県が管理する一般国道、主要地方道、一般県道の整備を進めていきます。

### (4) 河川・砂防施設等の整備

自然災害から市土を保全し、社会資本や住民の生命、財産を守るため、環境や生態系に配慮しながら河川改修事業や砂防事業、急傾斜地崩壊・地すべり対策事業等を進めていきます。

### (5) 下水道の整備

生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全に対応するため、計画的に下水道の整備を進めていきます。

### (6) 県立病院の整備

施設の老朽化や医療を取り巻く社会環境の変化に対応するため、県立鶴岡病院の整備について検討を進めていきます。

# 公共施設の 適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性・経過や地域のバランス、さらに財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。

# 財政計画

# 財政計画

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方税	14,021	13,997	13,973	13,950	13,926
地方交付税	20,307	20,258	19,936	19,646	19,720
地方譲与税等	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284
国・県支出金	7,443	7,479	7,411	7,205	7,291
地方債	10,930	7,030	6,930	6,830	6,730
繰入金	778	114	169	735	370
その他	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474
<b>歳入合計</b>	<b>61,237</b>	<b>56,636</b>	<b>56,177</b>	<b>56,124</b>	<b>55,795</b>
人件費	11,019	10,684	10,436	10,211	9,891
扶助費	6,095	6,255	6,379	6,505	6,634
公債費	8,091	8,152	8,271	8,350	8,447
投資的経費	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
補助費等	7,384	7,326	7,305	7,352	7,195
物件費	7,364	7,166	6,813	6,662	6,513
積立金	4,150	150			
その他行政費	10,134	9,903	9,973	10,044	10,115
<b>歳出合計</b>	<b>61,237</b>	<b>56,636</b>	<b>56,177</b>	<b>56,124</b>	<b>55,795</b>

基金現在高	2,743	2,779	2,610	1,875	1,505
-------	-------	-------	-------	-------	-------

地方債現在高	78,372	78,892	79,172	79,240	79,081
--------	--------	--------	--------	--------	--------

(単位:百万円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
13,903	13,879	13,856	13,832	13,808	13,785
19,605	19,130	19,062	18,998	18,948	18,921
3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284
7,335	7,379	7,423	7,469	7,515	7,561
6,630	6,530	6,430	6,330	6,230	5,950
4,474	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474
55,231	54,676	54,529	54,387	54,259	53,975
9,603	9,354	9,146	8,850	8,513	8,369
6,700	6,766	6,833	6,901	6,969	7,038
8,280	8,007	8,002	7,999	8,045	8,171
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
7,017	6,715	6,624	6,552	6,473	6,404
6,367	6,222	6,080	5,940	5,803	5,667
77	352	510	737	973	767
10,187	10,260	10,334	10,408	10,483	10,559
55,231	54,676	54,529	54,387	54,259	53,975

1,582	1,934	2,444	3,181	4,154	4,921
-------	-------	-------	-------	-------	-------

78,965	79,009	78,951	78,789	78,481	77,768
--------	--------	--------	--------	--------	--------

## 財政計画の説明

### 1. 基本的な考え方

本計画は、合併後の財政運営の指針として示すものであり、その作成にあたっては、現行の行財政制度を基本とするとともに、想定される合併に伴う財政上の影響額（変動要因）等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるよう留意するものとします。

### 2. 計画作成の期間等

#### (1) 期間

新市建設計画の計画期間に合わせ、合併する平成17年度及びこれに続く10力年の平成27年度までの期間とします。（平成17年度は年度途中での合併となるため、合併関係市町村の平成17年度の財政計画に合併後の影響額や事業等を見込むこととします。）

#### (2) 会計

本計画は、普通会計で作成します。なお、鶴岡地区消防事務組合会計、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合会計の取扱いについては、現在の計上（補助費等）の方法で行うこととします。

普通会計……地方財政統計上の会計区分で、地方公共団体の全ての会計から、水道事業や病院事業などの公営企業会計、国民健康保険等の特別会計を除いた会計を一つの会計としてまとめたものです。

本計画は、歳入・歳出それぞれ各科目に現況及びこれまでの実績、人口推計等をもとに算出し、合併前の構成6市町村の普通会計ベースで作成します。また、建設計画に掲載する主要な事業の財源を裏付けるとともに、合併に伴う主な節減経費、国の財政支援措置等を勘案しながら作成します。

#### (3) 費目ごとの基準額の設定

6市町村の平成11年度から平成15年度決算額並びに平成16年度の決算見込額の動向をもとに、特殊要因を加味して「新市」の基準額とします。

#### (4) 合併効果の算定

合併効果を合併後の各年度に算定します。

合併効果には、

職員・議員等の人件費削減効果

合併に伴う国・県の財政支援措置

行政水準の一元化による効果 などがああります。



## 歳入・歳出の算出の考え方

### 1. 歳入

#### 地方税

市民税(個人分)は、人口の推計値をもとに計上。

市民税(法人分)、固定資産税、目的税、その他の税は、基準年度と同額で計上。

#### 地方交付税

普通交付税については、6市町村の平成16年度交付額、また平成17年度の地方財政計画の見通し等も勘案し、合併に伴う支援措置分や特例債の交付税措置分等を見込んで計上。

合併初年度から5年度目まで合併臨時措置(合併補正)分として16.7億円を計上。

特別交付税については、過去の実績から普通交付税と同様に計上。また、合併初年度から3年度目まで市町村合併に対する新たな特別交付税措置分として7.3億円を計上。

#### 地方譲与税等

地方譲与税は、所得譲与税についてもその見込額を計上。

利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金は、基準年度と同額で計上。

#### 国・県支出金

国・県支出金は、過去3カ年の平均額を基準として特殊要因分(生活保護費等)を加味するとともに扶助費の伸び分の3分の2程度を計上。

国庫支出金については、合併市町村補助金3カ年度分8.7億円を計上。

県支出金については、平成17年度と平成18年度にまちづくり交付金として合計3億円を計上。

#### 地方債

新市の普通建設事業に係る新規発行債は、合併特例債の活用等を勘案し、平成17年度から平成26年度までは、各年度約50億円、平成27年度に約48億円を計上。

合併特例債の基金造成分として、平成17年度に38億円を計上。

臨時財政対策債分は、平成17年度については、地方財政計画の見込みにより対前年度比20%減程度とし、平成18年度以降については、対前年度比5%減程度として各年度に計上。

#### 繰入金

基金からの繰入額を計上。

#### その他

分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、基準年度と同額で計上。

## 2. 歳 出

### 人件費

一般職員については、10年後の想定人口数に対応した類似団体職員数を目標とする定員の削減を見込み計上。

また、合併による特別職、議員数等の減少による人件費の削減についても見込み計上。

### 扶助費

基準年度に特殊要因分（生活保護費等）を加味した上で、近年の実績等から前期5か年は対前年度比2.0%増程度で推移するものとし、以降の期間も若干の増加傾向を見込み計上。

### 公債費

既存発行債償還分＋新規発行債償還分＋合併特例債償還分を計上。

### 普通建設事業費

新市の普通建設事業費については、近年の実績等を勘案し、平年基準事業費ベースを各年度70億円とし、計画期間中においては、合併特例債を十分活用することとして計上。

### 補助費等

増減要因が大きい経費（現消防事務組合、衛生処理組合、食肉流通センター分担金）についてはその見込額を、その他の経費については一定程度減少するとして計上。

### 物件費

近年の削減傾向を継続的な削減率として見込み、さらに合併による効果として10年間は削減率を上乗せして見込み計上。また、合併に伴う臨時的経費として、平成17年度と平成18年度に各2億円を計上。

### 積立金

合併市町村振興のための基金積立てとして上限額40億円を平成17年度に計上。

県まちづくり交付金（基金造成）の積立てとして平成17年度と平成18年度に合計3億円を計上。

### その他の行政経費

繰出金については、近年の増加傾向を加味し、引き続き一定程度増加するものとして計上。

維持補修費、投資及び出資金については、一部特殊要因を加味して、その他については、基準年度と同額として計上。

# 建設計画の主要事業について

## 1. 主要事業の基本的考え方

先の構成7市町村の枠組みでの建設計画は、それぞれの議会の議決を経た振興（総合）計画・実施計画を最大限尊重し、地域特性にも配慮しながら、また、県との協議を踏まえ策定しました。

この建設計画には、新市の施策を実現するために必要となる主な事業を計画しており、主要事業は想定される主な事業の具体的な事業として、構成市町村からの提案を受け纏めたものです。

新たに6市町村を枠組みとする協議会で策定する新市建設計画は、これまで協議を重ねてきた建設計画の基本方針や施策に基本的な変更が生ずるものでないことから、主要事業についても従前、提案あった事業を継承することとします。

なお、主要事業は、将来に向けて固定したものではなく、新市の総合計画や実施計画との整合性の検討や、今後の社会経済情勢の変化や市民ニーズに対処して、ここに掲げられていない新たな事業にも弾力的に対応するなど、より良く新市のまちづくりが推進されるように努める方針も前回と同様とします。

また、事業内容及び実施年度や事業費、特例債などの合併支援措置を含む財源手当などについても、新市において適切な検討と運用に努めるものです。

## 2. 事業の選定

### ①対象事業

対象事業は、同様に構成市町村を事業主体とする1事業1千万円以上とし、県営事業負担金や経年による更新需要、維持修繕的なものは含まないものとします。

### ②事業種別

#### 特定事業の設定

新市建設計画(案)の基本目標の実現に向けた公共投資のうち、中枢機能の拡充や新市地域が一体となった広域連携により、産業の発展や住民福祉の維持、向上、安全安心な地域づくりを進めるために必要な事業とします。

## 市町村個別事業の設定

新市において、継続して取り組まなければならない現市町村の事業とします。

## 3. 事業費

事業費枠については、財政計画期間中の投資額770億円のうち、特定事業費枠と市町村個別事業費枠を605億円とします。

他はここに掲げられていないものの、新市として重要性が認められる新規事業の提案や臨時的事業、及び県営事業負担金、小規模事業に対応する事業費枠とします。

### ①特定事業

別紙の通り、22事業、208億円とします。

### ②市町村個別事業

事業費枠605億円より特定事業費208億円を控除した397億円とし、個別事業は別紙の通りとします。

### ③特例債を活用する対象事業

財政計画上は、建設事業に充当する特例債を約350億円(事業費枠370億円)計上していますが、対象とする事業は、新市において国・県との具体的な協議、審査を受け決定されます。しかしながら、財政上有利であることから積極的な活用に努めます。

# 新市主要事業一覧

## V 新市の施策

### 1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

#### (1) 適正な土地利用の推進と都市環境の整備

##### ○庄内地方拠点都市地域基本計画の推進

- ・北部サイエンスパーク整備事業 (鶴)
- ・鶴岡文化学術交流センター地区整備事業 (鶴)

##### ○中心市街地の活性化

##### ○駅前周辺地区の整備

- ・(仮称)地域創造センター整備事業 (鶴)
- ・藤島駅周辺開発事業 (藤)

#### (2) 交通ネットワークの整備

##### ○都市計画街路の整備

- ・都市計画街路藤島駅上藤島線整備事業 (藤)

他

##### ○市道の整備

- ・稲荷外内島線道路改良事業 (鶴)
- ・渡前荒俣線道路整備事業 (藤)
- ・町屋小増川線道路整備事業 (羽)
- ・上山添三千刈線改良整備事業 (榊)
- ・東岩本越中山線道路改良事業 (朝)
- ・克雪対策小規模村道改良事業 (朝)
- ・大磯宮田線改良舗装事業 (温)
- ・くらしのみちゾーン整備事業 (温)

他

##### ○橋梁整備事業

- ・黒川橋補修事業 (榊)
- ・本郷橋橋梁整備事業 (朝)
- ・岩川橋主桁補修補強事業 (温)

他

#### (3) 生活環境基盤の整備

##### ○公園緑地の整備

- ・小真木原公園整備事業(駐車場舗装整備) (鶴)
- ・鶴岡公園、大山公園、赤川河川緑地、街区公園整備事業 (鶴)
- ・歴史公園(旧東田川郡役所周辺)、ふじ公園整備事業 (藤)
- ・総合運動公園整備事業 (榊)
- ・(下水道施設、パークゴルフコート、夜間照明、水上野外ステージ、バックネット) (榊)
- ・湯温海地区公園整備事業 (温)

##### ○良好な住宅地・公営住宅の整備事業

- ・市営住宅新営改良事業 (鶴)
- ・公営住宅整備事業 (藤)
- ・温海地区区画整理関連事業 (温)

##### ○克雪対策事業の推進

他

##### ○公共下水道事業

##### ○水道施設の整備

##### ○農山漁村の生活環境の整備

- ・「ふじの里地区」農村総合整備事業 (藤)
- ・朝日村南部地区農村振興総合整備事業 (朝)
- ・集落排水事業
- ・合併処理浄化槽事業

(4) 情報基盤の整備

○地域情報化の推進

・地域情報化推進光ケーブル整備事業 (温)

○ケーブルテレビ施設の拡充整備

・ケーブルテレビジョン高度化事業 (櫛)

・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 (朝)

2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり

(1) 学校教育の充実

○学校施設の整備充実

・鶴岡第二中学校改築事業 (鶴)

小学校改修・改築事業 (鶴)

・羽黒中学校改築事業 (羽)

・櫛引南小学校改築整備事業、櫛引中学校施設(グラウンド)整備事業 (櫛)

・朝日中学校改築事業 (朝)

小学校耐震補強事業 (朝)

大網小学校体育館屋根、大泉小学校プール改修事業 (朝)

・温海小学校大規模改修事業 (温)

鼠ヶ関小学校、福栄小学校改築事業 (温)

○センター方式、自校炊飯方式による学校給食の充実

○スクールバスの運行充実

(2) 高等教育・研究機能の拡充

○産学連携基盤施設の整備

・北部サイエンスパーク整備事業 (鶴)

3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

(1) 地域文化の振興

○歴史的建造物等の保存と活用の促進

・歴史的建造物保存整備事業 (鶴)

・国指定史跡「松ヶ岡開墾場」修復事業 (羽)

・埋蔵文化財調査及び史跡公園(丸岡城趾)整備事業 (櫛)

○文化活動の中核施設等の整備

・藤沢周平文学館、文化施設駐車場整備事業 (鶴)

・水上野外ステージ整備事業 (櫛)

・体育文化施設整備事業 (温)

○郷土資料・文化研究基盤の整備

・郷土資料館(基盤)整備事業 (鶴)

(2) 自然環境の保全と活用

○自然学習交流施設の整備事業

・庄内自然博物館整備事業 (鶴)

・交流促進事業(クライガールン滞在型施設整備) (藤)

・あさひ自然体験施設整備事業 (朝)

・林業総合センター整備事業 (温)

(3) 国際交流の推進

#### 4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

##### (1) 農林水産業の振興

○中山間地域の特性を生かした農業の育成

○水田農業の再編

・朝日村南部地区農村振興総合整備事業

(朝)

○複合経営の推進と生産・流通体制の確立

・自然エネルギー(雪室)利活用事業

(羽)

○水産特産品の開発や体験型観光漁業の展開

・由良地区ふれあい交流施設建設

(鶴)

・赤川あゆ築場整備事業

(楡)

○内水面漁業の振興

○広域及び一般農道の整備

・団体営町屋蛸井地区農道整備事業

(羽)

樹園地農道等整備事業

(羽)

・農道整備事業

(楡)

○林道・作業道など林業生産基盤の整備

・三瀬矢引線開設事業

(鶴)

・ふるさと林道緊急整備事業

(朝)

・林道八方峰線開設事業

(温)

○漁港の改修・魚礁の設置など水産基盤の整備

・三瀬漁港整備事業

(鶴)

沿岸漁場整備開発事業

(鶴)

・小岩川漁港防波堤改良事業

(温)

##### (2) 商工業の振興

○バイオテクノロジー、情報通信、精密加工等先端産業の誘致推進

・藤島東部地区開発事業

(藤)

##### (3) 観光の振興

○広域観光ルートの整備

○体験型観光・グリーンツーリズムの推進

・たらのきだ이스キー場整備事業

(楡)

○観光施設等の整備

・ぼっぼの湯周辺開発及び温泉掘削事業

(藤)

・観光交流施設整備事業

(羽)

映画村交流基盤整備事業

(羽)

・観光施設整備事業

(楡)

・道の駅「しゃりん」施設整備事業

(温)

○温泉地の魅力を高める施設の整備

・湯温海地区公園整備事業

(温)

○出羽三山の国際観光地としての取り組みの推進

・手向11号線(アクセス道)駐車場周辺整備

(羽)

月山八合目レストハウス整備事業

(羽)

門前町景観整備事業

(羽)

#### 5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

##### (1) 良好なコミュニティの形成

○地域コミュニティ施設等の整備充実

・コミュニティセンター施設整備事業

(鶴)

## 6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

### (1) 総合的な健康づくりの推進と地域医療の充実

#### ○健康づくり中核的拠点施設の整備

- ・総合保健福祉センター整備事業 (鶴)
- ・ふじの里健康福祉施設(健康管理センター)整備事業 (藤)

#### ○健康増進施設の整備

- ・鶴岡市湯野浜上区公衆浴場建替え事業 (鶴)
- ・かたくり温泉ぼんぼ大規模改修事業 (朝)

### (2) 地域福祉の充実

#### ○総合的な福祉支援機能の配置と拠点機能の整備

- ・総合保健福祉センター整備事業(6-1)再掲 (鶴)
- ・ふじの里健康福祉施設(地域交流センター(仮称))整備事業 (藤)

### (3) 高齢者福祉・障害者福祉の充実

#### ○介護予防の推進

- ・介護予防事業拠点施設整備事業 (楢)

#### ○老人福祉施設の整備

- ・福祉施設整備事業 (鶴)
- ・ふじの里健康福祉施設(ふじの花荘増床)整備事業 (藤)

#### ○障害者福祉施設の整備

- ・福祉施設整備事業(再掲) (鶴)

### (4) 子育て環境の充実と男女共同参画社会の推進

#### ○保育所等児童福祉施設の整備事業

- ・北部保育園、由良保育園増改築工事 (鶴)
- ・西部わんぱく公園事業 (羽)
- ・統合保育園建設事業 (温)

## 7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

### (1) 防災、消防などの安全な地域づくり

#### ○防災行政無線システムの構築

- ・防災行政無線再構築事業

#### ○消防施設・設備の充実

- ・消防庁舎移転新築事業 (鶴)
- ・消防施設整備事業(防火水槽、ポンプ自動車) (朝)

#### ○消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成

#### ○救急体制の充実

#### ○防犯及び交通安全運動の推進

- ・明るいまちづくり街路灯整備事業 (羽)

#### ○除雪機械等の整備

- ・除雪機械格納庫整備事業 (羽)、(楢)

### (2) 循環型社会づくりの推進

- ・資源循環型農業推進事業 (藤)



## 8. 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

### (1) 生涯学習の推進

#### ○社会教育施設の整備充実

- ・農村環境改善センター改修事業 (藤)
- ・林業総合センター整備事業 (温)

#### ○新しい図書館サービスのネットワーク整備推進

- ・図書館整備事業、図書館サービスネットワーク構築事業 (鶴)

### (2) スポーツ・レクリエーションの振興

#### ○スポーツ施設の整備充実

- ・小真木原陸上競技場整備事業 (鶴)
- ・体育施設夜間照明設備整備事業 (鶴)
- ・市民プール幼児プール設置事業 (鶴)
- ・ふれあいと躍動の広場整備事業 (藤)
- ・ベースボールパーク整備事業 (羽)
- ・合宿施設整備事業(合宿施設、イベント広場) (楠)
- ・総合運動公園整備事業 (楠)
- ・(パークゴルフ(兼グラントゴルフ)コート、夜間照明、水上野外ステージ、バックネット) (楠)
- ・朝日村民運動場夜間照明整備事業 (朝)
- ・体育文化施設整備事業 (温)

## VII 公共施設の適正配置と整備

- ・斎場改修事業 (鶴)

建設計画で取り扱う主要事業集計表

特定事業

章・項	事業名	計画年度 内事業費 (百万円)	事業概要
1①,2②	北部サイエンスパーク整備事業	2,460	先端科学研究都市として地域の自立を図るため、バイオサイエンスにおいて世界最先端の研究を行っている慶應義塾大学先端生命科学研究所・バイオリボ棟隣接地(鶴岡市北部拠点地区)に産学が共同で利用できるバイオ関連の共同研究・起業化支援施設を整備し、サイエンスパーク構想を推進する。
1①	地域創造センター整備事業	866	新市の知的活力の向上を図るため、鶴岡駅前のポテンシャルを高度に活用し、既に開設されているネットワークコミセン、起業家育成施設に加え、新たな公共施設機能を導入整備する。
1④	ケーブルテレビジョン高度化事業	800	情報通信サービスの格差是正に向け、関係機関と連携しながら情報通信基盤の整備を進めるとともに、既存のケーブルテレビについては地上テレビジョン放送のデジタル化等に対応し設備等の拡充整備を図る。これと関連して朝日村と温海町については、地域の実情に応じ光ケーブル等の情報通信網の整備を図る。
1④	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	920	
1④	地域情報化推進光ケーブル整備事業	400	
3①	藤沢周平文学館整備事業	1,000	作家藤沢周平の業績の紹介と藤沢文学を育んだ庄内の風土を発信する拠点施設の整備。
3②	庄内自然博物館整備事業	1,000	大山都沢地内の高館山や大山下池周辺の豊かな自然資源を活用した自然学習・地域間交流の拠点施設の整備。
3②、8①	林業総合センター整備事業	35	中山間地域における交流拠点施設としての基幹的集会施設の大規模改修。
4②	藤島東部地区開発事業	479	商工業の活性化を促進するための国道345号東側の開発整備。
4③	観光交流施設整備事業	300	霊峰月山の山麓に広がる月山高原牧場(ハーモニーパーク)の施設の再整備を図るとともに、景観にマッチした看板の設置や観光スポットとなる駐車場を確保し、観光拠点施設としての整備を行う。
4③	道の駅「しゃりん」施設整備事業	224	日本海国土軸を形成する一般国道7号の「道の駅」として、観光や交流の拠点ともなる温海町の「しゃりん」の複合機能施設の設備改修を図り、新市の情報発信を行う。
6①、②	総合保健福祉センター建設整備事業	2,935	新市全体における健康・福祉施策を総合的に展開するため、保健センター機能と福祉機能を併せ持つ中核拠点施設を整備し、各地域の施設や藤島町に計画されている健康福祉施設などをネットワークで結び、サービス均衡と高位平準化を図る。
6①	ふじの里健康福祉施設整備事業	343	
7①	消防庁舎移転新築事業	3,212	拡大した新市域に適切に対応し市民の生命や財産を守るために、広域的な消防や救急救命活動の拠点施設を山形自動車道・鶴岡インターチェンジ至近地区に移転新築整備。
7①	防災行政無線再構築事業	760	大規模災害時等に災害情報を瞬時に捉え伝達することにより、被害を最小限に食い止め、災害に強いまちづくりを実現するために、全市域で災害情報を一元管理できる防災行政無線を再構築する。
8①	図書館整備事業	2,940	新市市民の多様な学習活動の中核施設として、図書資料などの整備充実を図った新図書館の建設と、各町村の図書館、図書室を結ぶネットワークを構築することにより、学習活動の基盤整備を行う。

8②、1③	小真木原公園整備事業	189	スポーツ・レクリエーションの振興を図るには、拠点施設の充実整備と誰もが気軽に利用できる地域拠点施設を整備することが重要なため、機能が集積されている小真木原公園の拡充整備と羽黒町に既存施設と連携しながら多目的な活用ができる野球場施設を整備し、また、地域拠点として藤島町の町民体育館改修とテニスコートの人工芝設置及び夜間照明の増設整備や、櫛引町の総合運動公園体育施設の合宿施設、イベント広場整備、朝日村の運動施設整備、温海町の体育文化施設を整備し、環境を整える。
8②	ふれあいと躍動の広場整備事業	68	
8②	合宿施設整備事業	150	
8②	朝日村民運動場整備事業	46	
8②、3①	体育文化施設整備事業	500	
8②	ベースボールパーク整備事業	1,200	
合計	22	20,827	

1)章、項は新市まちづくりビジョンの体系分類による。

☆ 事業費は、現時点での概算事業費です。

建設計画で取り扱う主要事業集計表

鶴岡市

ハード事業

章・項	事業名	事業内容	計画年度内事業費 (百万円)
1①	鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備事業	鶴岡市中心市街地拠点地区における旧荘内病院跡地・同周辺の、国合同庁舎誘致を含む都市基盤整備。	2,000
1②	道路(市道・街路)整備事業	道路(市道・街路)整備	5,000
1③	公園緑地整備事業	各公園施設整備	200
1③	市営住宅新営改良事業	市営住宅改修	300
2①	第二中学校改築事業	学校施設建替	3,103
2①	小学校改築事業	学校施設建替	3,037
2①	小学校改修事業	学校施設改修	456
3①	文化施設駐車場整備事業	鶴岡市体育館跡地への周辺文化施設利用者のための駐車場整備。	85
3①	歴史的建造物保存整備事業	歴史的建造物保存整備事業。	200
3①	郷土資料館(基盤)整備事業	歴史文化史料の収集保存と学習研究活動の中核施設として整備。	130
4①	由良地区ふれあい交流施設建設	都市住民との交流を図る複合交流施設の建設整備。	730
4①	林道三瀬矢引線開設事業	林道開設	530
4①	三瀬漁港整備事業	防波堤の改良整備事業	300
4①	沿岸漁場整備開発事業	人工魚礁の設置事業。	72
5①	コミュニティセンター施設整備事業	老朽狭隘化したコミュニティセンターの建設整備。	1,800
6①	鶴岡市湯野浜上区公衆浴場建替え事業	観光地にふさわしい、鶴岡市湯野浜上区公衆浴場の建替事業。	108
6③	福祉施設整備事業	知的障害者の自立支援施設等整備	500
6④	由良保育園改築工事	由良保育園改築	143
6④	北部保育園増改築工事	北部保育園改築	230
8②	市民プール幼児プール設置事業	16年9月解体予定の幼児プールの代替施設整備。	14
8②	小真木原陸上競技場整備事業	小真木原陸上競技場走路の改修。	80
8②	体育施設夜間照明設備整備事業	夜間照明設備の整備。	50
VII	斎場改修事業	火葬炉の大規模改修と特大炉1基の増設事業。	68
合計	23事業		19,136

1)章、項は新市まちづくりビジョンの体系分類による。

☆ 事業費は、現時点での概算事業費です。

建設計画で取り扱う主要事業集計表  
ハード事業

藤 島 町

章・項	事業名	事業内容	計画年度内事業費 (百万円)
1①	駅周辺開発事業	藤島駅舎・地域コミュニティ複合施設整備、米倉庫外観整備及び沿道整備	500
1②	町道整備事業	道路整備	500
1②	都市計画街路藤島駅上藤島線整備事業	藤島駅－国道345号までの600m区間改良	1,000
1③、8①	歴史公園整備事業	東田川文化記念館を中心に歴史公園として整備し、図書館、駐車場の整備及び展示施設用として農家移築	539
1③	公営住宅整備事業	アパート形式住宅整備	54
1③	「ふじの里地区」農村総合整備事業	農村地域の定住環境整備を図るため、道路、水路、公園等の整備	200
1③	ふじ公園整備事業	藤島川旧河川敷に町の花「ふじ」の総合公園を整備	500
3②	交流促進事業(クラインガルテン滞在型施設整備)	農業体験や農産物産地見学会等の受入れや簡易宿泊所付き農園を整備し密度の濃い交流を図る	150
4③	ぽっぽの湯周辺開発及び温泉掘削事業	温泉熱を利用した農業施設やレクリエーション施設など民間が行うぽっぽの湯の周辺開発を支援するため、道路、駐車場、トイレを設備し、更に湯量の確保のため掘削工事を行う	180
6②③	ふじの里健康福祉施設整備事業 (地域交流センター(仮称)、ふじの花荘増床)	老人福祉センター、デイサービスセンター「寿尚苑」移転改築に伴い、地域の高齢者や各種福祉団体の交流施設として地域交流センターを整備し、併せて特別養護老人ホーム「ふじの花荘」の増床を行なう。	495
7②	資源循環型農業推進事業	有機リサイクルセンター(生ごみ、食品残渣飼料化プラント)建設	307
8①	農村環境改善センター改修事業	浴室増設、ボイラー及び屋内・外壁改修工事	24
合計	12事業		4,449

1)章、項は新市まちづくりビジョンの体系分類による。  
☆ 事業費は、現時点での概算事業費です。

建設計画で取り扱う主要事業集計表  
ハード事業

羽黒町

章・項	事業名	事業内容	計画年度内事業費 (百万円)
1 ②	町屋小増川線道路整備事業	道路整備	101
1 ②	細谷荒俣線道路整備事業	道路整備(広域)	183
1 ②	坂ノ下玉川線道路整備事業	道路整備	133
1 ②	松尾今野線道路整備事業	道路整備	356
1 ②	黒瀬東山間道路整備事業	道路整備	347
1 ②	中川代手向線道路整備事業	道路整備	109
2 ①	羽黒中学校改築事業	学校施設建替。	2,140
3 ①	国指定史跡「松ヶ岡開墾場」修復事業	国指定史跡「松ヶ岡開墾場」の史跡内の本陣、蚕室、道路等の修景整備。	90
4 ①	自然エネルギー(雪室)利活用事業	雪室を活用した農産物の集出荷貯蔵施設。	70
4 ①	団体営町屋蛸井地区農道整備事業	農道整備(広域)	97
4 ①	樹園地農道等整備事業	農道整備	28
4 ③	手向11号線(アクセス道)駐車場周辺整備	羽黒山の玄関口「随神門」へ通じるアクセス道周辺の駐車場、休憩設備、トイレ等の観光施設整備。	33
4 ③	月山八合目レストハウス整備事業	月山八合目レストハウスの建替。	96
4 ③	門前町景観整備事業	門前町「手向」の街並み景観の保全、整備。	255
4 ③	映画村交流基盤整備事業	映画ロケ地を中心とした映画村の環境整備。	30
6 ④	西部わんぱく公園事業	コミュニティ広場として活用できる児童公園の整備。	10
7 ①	除雪機械格納庫建設事業	豪雪地帯川代地区への除雪機械格納庫の設置。	50
7 ①	明るいまちづくり街路灯整備事業	景観に配慮した街路灯の設置による明るいまちづくりの実践。	20
合計	18事業		4,148

1)章、項は新市まちづくりビジョンの体系分類による。

☆ 事業費は、現時点での概算事業費です。

建設計画で取り扱う主要事業集計表  
ハード事業

櫛引町

章・項	事業名	事業内容	計画年度 内事業費 (百万円)
1 ②	上山添三千刈線改良整備事業	道路整備	610
1 ②	櫛引線整備事業	道路整備	200
1 ②	除雪機械格納庫整備事業	除雪車格納庫新築	30
1 ②	松根羽黒線改良整備事業	道路整備	100
1 ②	庄南泉山線改良整備事業	道路整備	40
1 ②	下通道外線改良整備事業	道路整備	38
1 ②	宮の根臼井線改良整備事業	道路整備	70
1 ②	片茎谷地田線改良整備事業	道路整備	45
1 ②	山の外小文地楯線改良整備事業	道路整備	23
1 ②	宮の下宝谷線改良整備事業	道路整備	85
1 ②	庄南5号線線拡幅整備事業	道路整備	44
1 ②	黒川橋補修事業	橋梁補強	50
1 ②	樺出上の山線改良整備事業	道路整備	15
1 ②	田代中線改良整備事業	道路整備	13
1 ②	小島竹の内線改良整備事業	道路整備	14
1 ②	竹の内上荒屋線改良整備事業	道路整備	53
1 ②	田代桃平線改良整備事業	道路整備	49
1 ②	上山添下山添線自歩道整備事業	自歩道整備	30
1 ②	大杉漆原線改良整備事業	道路整備	22
1 ②	中学校板井川線自歩道整備事業	自歩道整備	20
1 ②	丸岡西線改良整備事業	道路整備	19
1 ②	馬渡東西線改良整備事業	道路整備	22
1 ②	小在家大杉線自歩道整備事業	自歩道整備	18
1 ②	樺出東線改良整備事業	道路整備	27
1 ②	成田下桂線改良整備事業	道路整備	18
1 ②	下山添中線改良整備事業	道路整備	16
1③、8②	パークゴルフコート(兼グラウンドゴルフコート) 整備事業	総合運動公園内にパークゴルフコートを新設整備	22
1③、8②	多目的広場夜間照明改修整備事業	総合運動公園内の多目的広場の夜間照明施設改修	40

建設計画で取り扱う主要事業集計表  
ハード事業

櫛引町

章・項	事業名	事業内容	計画年度内事業費 (百万円)
1③、8②	水上野外ステージ整備事業	総合運動公園内に水上野外ステージを新設整備	30
1③、8②	野球場バックネット整備事業	総合運動公園内の既設野球場のバックネット改修	10
1 ③	総合運動公園下水道整備事業	総合運動公園にトイレを増設し、水洗化を図る	50
1 ③	上山添下山添線防雪柵整備事業	防雪柵整備	48
2 ①	櫛引南小学校改築整備事業	学校施設建替	1,316
2 ①	櫛引中学校屋外教育環境整備事業	グラウンド改修	66
3 ①	埋蔵文化財調査及び史跡公園整備事業	県指定史跡「丸岡城跡」を史跡公園として整備し、貴重な埋蔵文化財の保存と歴史遺産を継承する。	236
4 ①	赤川あゆ築場整備事業	河川環境整備に対する、啓蒙活動の拠点施設整備	20
4 ①	合併支援農道整備事業 (市町村合併支援事業)	農道整備	84
4 ①	一般農道整備事業 (市町村合併支援事業)	農道整備	52
4 ③	町営スキー場整備事業	たらのき代スキー場のリフト更新	100
4 ③	観光施設整備事業	地域内観光施設の便益設備(トイレ・駐車場)及びインフォメーション施設の整備	25
6 ③	介護予防事業拠点施設整備事業	流水プール、トレーニング機器等を備えた中、高齢者の健康体力増進施設整備。	143
合計	41事業		3,913

1)章、項は新市まちづくりビジョンの体系分類による。  
☆ 事業費は、現時点での概算事業費です。



建設計画で取り扱う主要事業集計表  
ハード事業

朝日村

章・項	事業名	事業内容	計画年度内事業費 (百万円)
1 ②	克雪対策小規模村道改良事業	道路整備	100
1 ②	村道東岩本越中山線道路改良事業	道路整備	20
1 ②	村道立岩中野新田線道路改良事業	道路整備	20
1 ②	村道中明線道路改良事業	道路整備	18
1 ②	村道立岩3号線道路改良事業	道路整備	40
1 ②	村道南戸沢線道路改良事業	道路整備	20
1 ②	村道大針仲屋敷線道路改良事業	道路整備	30
1 ②	村道鱒淵2号線道路改良事業	道路整備	30
1 ②	本郷橋橋梁整備事業	橋梁整備	300
1 ②	上田沢橋橋梁整備事業	橋梁整備	35
1③、4①	朝日村南部地区農村振興総合整備事業	朝日村南部地区の生産基盤及び生活環境の総合整備 農業用排水路整備・農業集落道整備・農業集落排水整備・集落防災安全施設整備	337
2 ①	朝日中学校改築事業	学校施設改築	2,001
2 ①	小学校耐震補強事業	学校施設補強(3小学校)	223
2 ①	大網小学校体育館屋根改修事業	学校施設改修	13
2 ①	大泉小学校プール改修事業	学校施設改修	10
3 ②	あさひ自然体験施設整備事業	自然体験交流施設の拠点整備 山菜園・きのご園・ウサギ牧場・散策道・サイクリング道・カジカ公園・ログハウス・野外ステージ	92
4 ①	ふるさと林道緊急整備事業	林道整備(舗装事業)	39
6 ①	かたくり温泉ぼんぼ大規模改修事業	温泉施設改修及び機械施設の更新	50
7 ①	消防施設整備事業	消防施設整備(有蓋防火水槽整備、ポンプ積載車の購入)	269
合計	19事業		3,647

1)章、項は新市まちづくりビジョンの体系分類による。

☆ 事業費は、現時点での概算事業費です。

建設計画で取り扱う主要事業集計表  
ハード事業

温海町

章・項	事業名	事業内容	計画年度内事業費 (百万円)
1②	くらしのみちゾーン整備事業	観光地としての道路環境(植栽、公園等)整備	300
1②	町道小俣線改良舗装事業	道路整備	33
1②	町道暮坪1号線改良舗装事業	道路整備	50
1②	町道横路山崎線改良舗装事業	道路整備	26
1②	町道向島小淵線改良舗装事業	道路整備	60
1②	町道大磯宮田線改良舗装事業	道路整備	242
1②	町道関川1号線改良舗装事業	道路整備	22
1②	町道小岩川駅裏線新設事業	道路整備	36
1②	町道小名部小国線改良舗装事業	道路整備	13
1②	五十川橋主桁補修補強事業	橋梁補強	26
1②	岩川橋主桁補修補強事業	橋梁補強	23
1③、4③	湯温海地区公園整備事業	観光地としての公園、景観整備	100
1③	温海地区区画整理関連事業	主要地方道整備のための土地区画整理	600
2①	温海小学校大規模改修事業	学校施設改修	428
2①	鼠ヶ関小学校改築事業	学校施設建替	1,271
2①	福栄小学校改築事業	学校施設建替	720
4①	林道八方峰線開設事業	林道整備	48
4①	小岩川漁港防波堤改良事業	防波堤改良	100
6④	統合保育園建設事業	保育園の統合・建設	295
合計	19事業		4,393

1)章、項は新市まちづくりビジョンの体系分類による。  
☆ 事業費は、現時点での概算事業費です。